

運營業務要求水準書（案） 訂正表

ページ	区 分	訂 正 前	訂 正 後	備 考
目次-1	第3編第1 2 (1)	写真撮影・指紋採取技術支援	写真撮影	
2	第2編第2 4	従事者は、次の各業務の区分に従い、必要な資格を有する者でなければならない。	従事者は、次の各業務の区分に従い、必要な資格のうち <u>の</u> いずれかを有する者でなければならない。	
3	第2編第2 4 表（業務の内容）	中央監視システム運営	中央監視システム	
3	第2編第2 4 表（業務の内容）	訓練	各種訓練	
3	第2編第2 4 表（必要な資格） 領置物品等検査	空港保安警備の実務経験1年以上 空港保安警備2級以上	常駐警備の実務経験3年以上 常駐警備2級以上	
3	第2編第2 4 表（必要な資格） 庁舎警備	空港保安警備の実務経験3年以上 空港保安警備2級以上	常駐警備の実務経験3年以上 常駐警備2級以上	
3	第2編第2 4 表（必要な資格） 構内外巡回警備	常駐警備の実務経験1年以上 常駐警備2級以上	常駐警備の実務経験3年以上 常駐警備2級以上	
3	第2編第2 4 表（必要な資格） 中央監視システム	機械警備業務の実務経験3年以上 機械警備業務管理者 ²	常駐警備の実務経験3年以上 常駐警備2級以上	
3	第2編第2 4 表（必要な資格） 収容監視業務	常駐警備の実務経験3年以上 常駐警備2級以上 消防庁の認定する救命技能認定者であること	常駐警備の実務経験3年以上 常駐警備2級以上	
3	第2編第2 4 表（必要な資格） 各種訓練	（警備防災機械使用訓練） 警備員指導教育責任者	（警備防災機械使用訓練） 警備員指導教育責任者 ²	

運營業務要求水準書（案） 訂正表

ページ	区 分	訂 正 前	訂 正 後	備 考
3	第2編第2 4 表脚注	1 「 <u>空港保安警備</u> 」及び「 <u>常駐警備</u> 」は、 <u>いずれも「警備員等の検定に関する規則」（昭和61年国家公安委員会規則第5号）に規定する検定資格をいう。</u> 2 「 <u>機械警備業務管理者</u> 」及び「 <u>警備員指導教育責任者</u> 」は、 <u>いずれも警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）に規定する講習修了者をいう。</u>	1 「 <u>常駐警備</u> 」は、「 <u>警備員等の検定に関する規則</u> 」（昭和61年国家公安委員会規則第5号）に規定する検定資格をいう。 2 「 <u>警備員指導教育責任者</u> 」は、 <u>警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）に規定する講習修了者をいう。</u>	
3	第2編第3 1	受託者は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項等について十分職員に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。	受託者は、本業務に関する契約書及び指示事項等について十分職員に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。	
6	第3編第1 1 (2)イ (広報支援)	・矯正行政の基礎知識などを <u>初心者</u> にも分かりやすく紹介し、矯正行政に対する興味を引き出す工夫をする。	・矯正行政の基礎知識などを <u>一般の人</u> にも分かりやすく紹介し、矯正行政に対する興味を引き出す工夫をする。	
7	第3編第1 2 (1)	写真撮影・指紋採取技術支援	写真撮影	
7	第3編第1 2 (1)ア 業務内	新たに入所した受刑者について、顔写真の撮影及び指紋の採取の技術支援を行う。	新たに入所した受刑者について、顔写真の撮影を行う。	
7	第3編第1 2 (1)イ 要求水準	・指紋採取は、「 <u>指紋原紙取扱規程</u> 」（昭和25年法務省矯保甲第1046号法務府訓令）等に基づき、適正に実施する。	(削除)	
7	第3編第1 2 (1)イ 要求水	・受刑者が顔写真撮影及び指紋採取に応じない場合には、直ちに国の職員に連絡する。	・受刑者が顔写真撮影に応じない場合には、直ちに国の職員に連絡する。	
15	第3編第2 2 (2)ア 業務内	・受刑者が使用する次の物品の清潔管理を行う。	・次の物品の清潔管理を行う。	
15	第3編第2 2 (2)ア 業務内	・使用済み衣類の回収・仕分け・洗濯・消毒・乾燥・折畳み	・使用済み衣類等の回収・仕分け・洗濯・消毒・乾燥・折畳み	
18	第3編第3 1 (1)ア 業務内	・車両の入出門時の車両、運転者及び積載物の検査、確認を行う。	・車両が大門を入出する際に、運転者及び積載物の検査、確認を行う。	

運營業務要求水準書（案） 訂正表

ページ	区 分	訂 正 前	訂 正 後	備 考
22	第3編第4 1 イ 要求水準	<p>・「第2 収容関連サービス業務」のうち「給食」及び「洗濯」は、刑務作業として実施することもできる。</p> <p>この場合には、国の職員の立会が必要となり、国の支出が増加する点に留意する。</p>	(削除)	
23	第3編第4 3 イ 要求水準	<p>・「第2 収容関連サービス業務」のうち「理容・美容」は、職業訓練として実施することもできる。</p> <p>この場合には、国の職員の立会が必要となり、国の支出が増加する点に留意する。</p>	(削除)	